

就業不能サポート制度										
保険期間	1年間（2025年1月1日～2025年12月31日）で以後毎年更新します。									
掛金	毎月の給与より控除します。（初回は1月分より）									
継続加入の取り扱い	一旦健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ基準給付金月額以下で継続加入できます。 なお、更新の際に、基準給付金月額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、掛金は毎年の加入状況・年齢により算出し変更します。									
配当金	この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお返しするしくみになっています。									
税法上の取り扱い	●掛金の全額または一部は、控除限度額以内で所定の生命保険料控除の対象となります。 ●就業不能給付金・特定精神障害給付金は非課税です。 税務の取り扱いについては税制改正により、今後変更となることがあります。									
申込方法	所定の申込書に必要事項を記入・押印のうえ、ご提出ください。 継続する場合は、自動更新となりますので手続きは不要です。また、申込書の提出がない場合も自動更新となります。									
給付内容	<table border="1"> <thead> <tr> <th>給付種類</th> <th>給付事由</th> <th>給付内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>就業不能給付金</td> <td>加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき</td> <td>基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回、通算36回）</td> </tr> <tr> <td>特定精神障害給付金</td> <td>加入日（*）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき</td> <td>基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）</td> </tr> </tbody> </table>	給付種類	給付事由	給付内容	就業不能給付金	加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回、通算36回）	特定精神障害給付金	加入日（*）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）
	給付種類	給付事由	給付内容							
就業不能給付金	加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回、通算36回）								
特定精神障害給付金	加入日（*）以後に発生した所定の精神障害（注2）による就業不能状態が、保険期間満了時までに40日を超えて継続したとき	基準給付金月額をお支払いします（毎月の支払基準日（注1）まで継続することに1回、最大18回）								
<p>（*）保障額を増額する場合、増額部分について「加入日」を「増額日」と読み替えます。 （注1）第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日を第1回支払基準日とし、2回目以降は、翌月以降の第1回支払基準日の応当日となります。ただし、2回目以降は、直前の支払基準日から各支払基準日まで就業不能状態が継続していた場合にお支払いの対象となります。（特定精神障害給付金の場合、就業不能給付金を「特定精神障害給付金」と読み替えます。） （注2）お支払いの対象となる精神障害、対象とならない精神障害については、パンフレット22～23ページの「給付金のお支払いについて」を参照してください。</p>										
お支払いできない場合について（解除・免責等）	<p>次のような場合には、給付金のお支払いはできません。（すでにお払い込みいただいた保険料についてもお返しできません。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ●告知していた内容が事実と相違し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が告知義務違反により解除となったとき ●保険料のお払込みがなく、ご契約が失効したとき ●契約者もしくは被保険者による詐欺の行為を原因として、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が取消しとなったとき（告知義務違反の様相が特に重大な場合には、詐欺としてご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分を取消しとさせていただきます。また、2年経過後にも取り消しとなる場合があります。） ●契約者もしくは被保険者に給付金の不法取得目的があつて、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が無効となったとき ●契約者、被保険者または受取人が給付金を詐取する目的で事故招致をしたときや暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由に該当し、ご契約もしくは特約、またはご契約のその被保険者に対応する部分が解除となった場合 ●次のいずれかによりお支払事由に該当したとき <ol style="list-style-type: none"> 1. 就業不能給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④その被保険者の精神障害（*1） ⑤その被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 ⑥その被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転をしている間に生じた事故 ⑦その被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 ⑧その被保険者の薬物依存（*2） ⑨その被保険者の妊娠、出産（*3） ⑩頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの（原因の如何を問いません。） ⑪地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑫戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 2. 特定精神障害給付金について <ol style="list-style-type: none"> ①契約者の故意または重大な過失 ②その被保険者の故意または重大な過失 ③その被保険者の犯罪行為 ④地震、噴火または津波（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） ⑤戦争その他の変乱（ただし、その程度により全額または削減してお支払いすることがあります。） 									

就業不能サポート制度																									
お支払いできない場合について（解除・免責等）（つづき）	<p>（*1）精神障害 「精神障害」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち次のものをいいます（注1）。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類項目</th> <th>分類番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>症状性を含む器質性精神障害</td> <td>F00～F09（ただし、F00、F01、F02およびF03を除く）</td> </tr> <tr> <td>精神作用物質使用による精神及び行動の障害（注2）</td> <td>F10～F19</td> </tr> <tr> <td>統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害</td> <td>F20～F29</td> </tr> <tr> <td>気分[感情]障害</td> <td>F30～F39</td> </tr> <tr> <td>神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害</td> <td>F40～F48</td> </tr> <tr> <td>生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群</td> <td>F50～F59（F54を除く）</td> </tr> <tr> <td>成人の人格及び行動の障害</td> <td>F60～F69</td> </tr> <tr> <td>知的障害<精神遅滞></td> <td>F70～F79</td> </tr> <tr> <td>心理的発達障害</td> <td>F80～F89</td> </tr> <tr> <td>小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害</td> <td>F90～F98</td> </tr> <tr> <td>詳細不明の精神障害</td> <td>F99</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注1）分類番号F00（アルツハイマー病の認知症）、F01（血管性認知症）、F02（他に分類されるその他の疾患（パーキンソン病等）の認知症）、F03（詳細不明の認知症）およびF54（他に分類される障害又は疾病に関連する心理的又は行動的要因）に規定される内容は、免責事由に該当しません。 （注2）薬物依存に該当するものを除きます。</p>	分類項目	分類番号	症状性を含む器質性精神障害	F00～F09（ただし、F00、F01、F02およびF03を除く）	精神作用物質使用による精神及び行動の障害（注2）	F10～F19	統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29	気分[感情]障害	F30～F39	神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48	生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59（F54を除く）	成人の人格及び行動の障害	F60～F69	知的障害<精神遅滞>	F70～F79	心理的発達障害	F80～F89	小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98	詳細不明の精神障害	F99
	分類項目	分類番号																							
症状性を含む器質性精神障害	F00～F09（ただし、F00、F01、F02およびF03を除く）																								
精神作用物質使用による精神及び行動の障害（注2）	F10～F19																								
統合失調症、統合失調症型障害及び妄想性障害	F20～F29																								
気分[感情]障害	F30～F39																								
神経症性障害、ストレス関連障害及び身体表現性障害	F40～F48																								
生理的障害及び身体的要因に関連した行動症候群	F50～F59（F54を除く）																								
成人の人格及び行動の障害	F60～F69																								
知的障害<精神遅滞>	F70～F79																								
心理的発達障害	F80～F89																								
小児<児童>期及び青年期に通常発症する行動及び情緒の障害	F90～F98																								
詳細不明の精神障害	F99																								
お支払いできない場合について（解除・免責等）	<p>（*2）薬物依存 「薬物依存」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類番号F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬等を含みます。</p> <p>（*3）妊娠、出産 「妊娠、出産」とは、平成27年2月13日総務省告示第35号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害及び死因の統計分類提要 ICD-10（2013年版）準拠」に記載された分類のうち分類番号000から099までに規定される内容によるものとします。</p>																								
	<p>給付金のお支払いについて</p> <p><就業不能給付金について></p> <ul style="list-style-type: none"> ●就業不能給付金をお支払いする場合 「第1回就業不能給付金」をお支払いする場合 被保険者が所定の就業不能状態に該当し、その所定の就業不能状態が、その被保険者の保険期間満了時までに、不支給期間を超えて継続したとき 「第2回以降の就業不能給付金」をお支払いする場合 被保険者の保険期間満了時までに到来する第2回以降の各支払基準日において、直前の支払基準日から所定の就業不能状態が継続していたとき ●「就業不能状態」とは 「就業不能状態」とは、傷害または疾病により、病院（*1）もしくは診療所（*1）への治療を目的とした入院（*2）（*3）または医師の指示による自宅療養（*4）をしており、かつ保険契約者と引受保険会社との協議にもとづいて締結される協定書に記載された業務に全く従事できない状態をいいます。 ●「所定の就業不能状態」とは 「所定の就業不能状態」とは、次のすべてを満たす就業不能状態をいいます。 （ア）その被保険者についての加入日（*）以後の就業不能状態であること （イ）その被保険者についての加入日（*）以後に発生した傷害または発病した疾病を直接の原因とする就業不能状態であること （ウ）その被保険者についての保険期間の満了時までに開始した就業不能状態であること ●「不支給期間」とは 「不支給期間」とは、所定の就業不能状態が開始した日以降、その状態が継続した期間で、かつ、就業不能給付金の支払いの対象とならない期間をいい、その期間として日数をこの保険契約締結の際に引受保険会社の定める範囲内で保険契約者と引受保険会社が協議により定めます。 ●「支払基準日」とは （ア）第1回支払基準日 第1回就業不能給付金の支払事由に該当した日（第1回就業不能給付金が支払われる場合に限り。） （イ）第2回以降の支払基準日 第1回の支払基準日が属する月の翌月以降の各月の第1回支払基準日の応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。） <p>（*1）病院、診療所 「病院」および「診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。 （1）医療法に定める日本国内にある病院または患者を収容する施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に収容された場合には、その施術所を含みます。） （2）上記（1）の場合と同等の日本国外にある医療施設</p> <p>（*2）入院 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p>																								